

告 示

埼玉県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

駐輪の仕方は従来大変きゅうくつかつ危ないので次のように改善した上で設置してほしい。

(1) スペースについて

一台当たりの横幅を一・五から二倍に拡げる。

(2) 収納について

全枠を接地式とする。

(3) 一台おきに、前輪上げての枠は、事実上敬遠されて空きが発生しやすい。

また、力を要する。片脚スタンドは禁止または、特別の枠を設ける。

(4) 風雨除け

倒れた同士がからみ、かつ、傷が付く。

(5) 利用料金

これらの整備には従来以上の費用が見込まれるが、受益者たる利用者は相応の負担を負う。

二 縦覧期間

令和三年三月十二日から令和三年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター